

仕 様 書

1 業務名

資源ごみ選別等業務

2 履行場所

選 別 施 設 の 名 称	選 別 施 設 所 在 地
広島市西部リサイクルプラザ	広島市西区商工センター七丁目 7 番 2 号
広島市北部資源選別センター	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬 8 6 4 番地

上記選別施設内のそれぞれ発注者が指定する場所（以下「選別作業場所」という。）において、業務を履行する。

3 業務の内容及び方法

- (1) 受注者は、(6)に規定する各選別施設に搬入された資源ごみ（以下「資源ごみ」という。）の選別、選別により生ずる有価物の引取及び残渣の処分を行うものとする。
- (2) 受注者は、2に定める選別作業場所において、再生することを目的に、発注者所有の設備を使用して、資源ごみを選別し整理するものとする。
- (3) 受注者は、2に定める選別施設（西部リサイクルプラザは選別施設部分のみ）において、施錠・開錠等、施設の維持管理を行うこととし、適正な施設管理に努めること。
- (4) 運搬車両、ショベルローダー及びフォークリフト等の当該業務の実施に当たり必要な車両は、受注者の負担で配置するものとする。
- (5) 選別区分は、次のとおりとする。
 - ア 有価物（紙類（ダンボール、新聞、雑誌）、布類、金属類（スチール缶、アルミ缶、鉄くず）、ガラス類（白カレット、茶カレット、生ビン））
 - イ 青・黒カレット
 - ウ 混入した有害ごみ（電池、蛍光管等）
 - エ 可燃性残渣
 - オ 不燃性残渣
- (6) 各選別施設に搬入される資源ごみは、原則として下表のとおりとし、受注者は、速やかにこれを選別する。なお、必要に応じて搬入先を変更することがある。

選別施設の名称	搬入される資源ごみの内訳
広島市西部リサイクルプラザ	・ 中区、東区（旧安芸町を除く。）、南区、西区、安芸区、佐伯区（佐伯区旧湯来町大型ごみ及び資源ごみ等収集運搬業務の入札結果によっては、旧湯来町を除く。)) 内で収集した家庭系資源ごみ ・ 自己搬入された事業系紙ごみ及び家庭系資源ごみ ・ 都市美化ごみのうち資源ごみ
広島市北部資源選別センター	・ 安佐南区、安佐北区、東区旧安芸町、佐伯区旧湯来町（佐伯区旧湯来町大型ごみ及び資源ごみ等収集運搬業務の入札結果によっては、旧湯来町を除く。)) 内で収集した家庭系資源ごみ ・ 自己搬入された事業系紙ごみ及び家庭系資源ごみ ・ 都市美化ごみのうち資源ごみ

- (7) 選別前の資源ごみ、選別後の有価物（紙類、布類、金属類、ガラス類等）、青・黒カレット並びに可燃性残渣及び不燃性残渣（以下「残渣」という。）の計量は、搬入出の際に選別施設

の計量機により、発注者が別に委託する者（以下「計量実施者」という。）が実施するものとし、計量実施者は、受注者に計量票を送付するものとする。ただし、有価物等を搬出する場合で、土曜日、日曜日等選別施設の計量機が利用できない場合に限り、計量法第19条に定める検査に合格した別の計量機により、計量を実施することができるものとし、この場合、受注者は、直近の選別施設開所日に計量実施者に計量票を提出するものとする。

- (8) 受注者は、原則として、土曜日及び日曜日並びに12月29日、12月30日、12月31日、1月1日、1月2日及び1月3日を除き、午前8時30分から午後5時までの間、搬入される資源ごみ（(6)のとおり。）の受入れができる体制とし、搬入者の安全に十分留意し、適切な誘導及び搬入指導等を行うものとする。なお、北部資源選別センターについては、上記の体制に加え、施設見学者が支障なく見学できるように自動ドア等の開錠や照明の点灯などを行うこと。
- (9) 受注者は、資源ごみの選別後に発生する残渣が最小限となるよう、常に選別精度の向上に努めなければならない。なお、市況の動向等により、月毎の残渣の発生量（資源ごみ重量比）が直近3か年の平均値を大きく超える状況となった場合は、発注者と協議を行うものとする。
- (10) ガスカートリッジ及びスプレー缶の処理方法は次のとおりとし、処理に当たっては火災を起こさないよう十分注意するものとする。
 - ア 中身が入っていないものは、選別ラインから金属圧縮機に送り、圧縮梱包処理する。
 - イ 中身が入っているものは、選別ラインで取り除き、受注者の負担と責任において単独で計量した後に搬出し、製造メーカーに依頼するなどして適正に処理する。ただし、スプレー缶で中身が少量なものに限り、施設内の火の気のない風通しの良い戸外で中身を排出することを認める。
- (11) 再生処理事業者に売却するに当たり、(5)の選別区分よりさらに選別を要する場合は、受注者が必要な作業を行ったうえで資源化を図るものとする。
- (12) 有価物は、市況の動向にかかわらず、受注者の責任により民間ルートで資源化するよう努めるものとする。
- (13) 青・黒カレットは、発注者の指示する再商品化事業者に引き渡すものとする。
- (14) 資源ごみに混入した有害ごみについては、選別後、発注者が別に発注する有害ごみの選別業務委託業者に円滑に引き渡すこと。
- (15) 受注者は、選別した残渣（(10)ーイを除く。）を発注者の指定する発注者の処分施設に搬入しなければならない。発注者は、残渣の処分手数料を徴収しない。なお、搬入に際しては、各施設の指示に従うこと。

また、可燃性残渣のうち、ポリ袋については、梱包用鉄線を取り除いた状態で、発注者の指定する発注者の処分施設に搬入しなければならない。
- (16) 有価物及び残渣の運搬に当たっては、発注者が通行を禁ずる搬入及び搬出経路は通行しないこと。
- (17) 選別施設を市民等が見学する場合は、受注者は選別の様子が観察しやすい手前の選別ラインを使用するとともに、見学者の安全確保に十分留意し、適切な指導を行うこと。

4 施設の使用等

- (1) 選別作業は、3-(2)に規定する発注者の設備を使用して行うこと。

ただし、発注者が選別作業の実施に必要であると認めた場合には、受注者の設置する設備を使用することができるものとする。
- (2) 3-(2)に規定する発注者の設備は、受注者に無償で使用させるものとする。
- (3) (1)ただし書きに規定する受注者の設置する設備は、契約を解除した時又は契約期間が満了した時は、受注者の費用負担において、発注者の指定する期日までに撤去し、原状に復旧するものとする。
- (4) 受注者は、選別作業場所においては、本業務以外の業務を行ってはならない。

- (5) 受注者は、施設の使用に当たっては、善良なる管理者の注意義務を持って取り扱うものとし、電気、水道、ガス等の使用に当たっては、極力、節減に努めなければならない。
- (6) 受注者は、選別施設の維持管理に当たっては、それぞれの施設ごとに管理者を設け、発注者にその氏名等を届け出るものとし、常に保守点検を行い、安全かつ円滑な業務の遂行に努めなければならない。

5 使用車両等

- (1) 受注者は、残渣の運搬に当たっては、あらかじめ発注者の承認を受けた車両を使用しなければならない。
また、当該車両を発注者の承諾なくこの業務以外に使用してはならない。
- (2) 残渣の運搬に使用する車両は、対人賠償金額無制限の自動車保険（任意）に加入していること。
また、当該保険証券の写しをあらかじめ発注者に対して提出すること。
- (3) 残渣の運搬に使用する車両の架装等を変更する場合は、あらかじめ発注者の承認を得ること。

6 経費の負担

本契約に係る経費の負担は、下表のとおりとする。

発注者の負担	受注者の負担
・発注者所有の選別施設に係る修繕費、電気料金、水道料金、ガス料金（受注者の負担分を除く。）、梱包用鉄線購入費、及び蛍光灯購入費等の施設維持管理経費（受注者の責めに帰すべき理由により生じた損害に係るものを除く。）	・左欄に定める発注者が負担する経費を除き、業務の履行に必要とする一切の経費 ・選別施設において、受注者が、受注者の従業員の福利厚生のために使用するガス及び石油に係る燃料費

7 従業員の配置

受注者は、業務の実施に当たっては、次のとおり自ら雇用する従業員を配置するとともに、その住所・氏名を発注者に届け出るものとする。

- (1) 各選別施設（広島市西部リサイクルプラザ、広島市北部資源選別センター）には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に規定する技術管理者を各1名配置し（施設の稼働中は常駐すること。なお、両施設での兼務は認めないので留意すること。）、技術管理者の資格を証する書類を発注者に提出するものとする。
- (2) 当該業務を適正に実施するために必要な従業員数を確保し、配置すること。特に紙類梱包機での作業においては、必要な従業員数を確保することとし、選別不良等により設備を損傷させることがないように注意すること。

8 報告事項

- (1) 受注者は、別に定める月ごとの業務実施日予定表を作成し、前月の10日（ただし、4月分については4月10日）までに発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、別に定める業務日誌及び点検記録票を作成し、当日分を翌日（「広島市の休日进行を定める条例」（平成3年9月26日条例第49号）に規定する市の休日の場合にはその翌日。ただし、3月31日分については同日）に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、当月分の選別作業実績及び有価物の売却実績を別に定める報告書等により、翌月の10日（ただし、3月分については3月31日）までに発注者に報告しなければならない。

9 遵守事項

受注者は、契約の履行に当たっては、その重要性をよく認識し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務の履行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条に規定する一般廃棄物処理基準を遵守すること。
- (2) 労働安全衛生等の関係法令を遵守し、健康診断を実施するなど労働者の安全と健康を確保するよう努めること。なお、未選別ヤード等、粉じんの飛散量が多い場所で選別作業に従事する作業員には防じんマスクを使用させるなど、特に配慮すること。
- (3) 業務の実施に際しては、未選別ヤード及び貯留室の容量を超える資源ごみが施設に蓄積することのないように留意し、資源ごみの搬入量に応じた従業員を適正に配置するなど、業務の円滑な実施に努めること。
- (4) 各選別施設に出入りする有価物の買受人等に対する適切な誘導、規制を常に心掛けること。なお、有価物の買受人等が選別施設内で行う作業は搬出作業のみとし、選別作業は認めないので注意すること。
- (5) 契約の履行に関して、第三者から金品を受領しないこと（有価物の売払い対価を除く。）。
- (6) 契約の履行に当たっては、職務に専念して、服装・言動等に注意し、第三者に迷惑又は不快の念を与えないようにすること。
- (7) 選別作業においては設備への過負荷を防止するため、選別コンベアには一度に多量の資源ごみを投入しないこととし、できる限り選別するごみ量が均一となるよう努めること。また、同一の仕様の選別設備が複数あるものについては、特定の設備のみを使用することなく、それぞれの設備の使用頻度ができる限り同程度となるよう努めること。
- (8) 業務の実施に当たっては、近隣や通行人に危険を及ぼさないよう、また、交通の妨げにならないよう注意すること。
- (9) 選別施設の屋外作業にあたっては、施設近隣住民が現に生活されていることを意識し、騒音を発生させないよう特に注意すること。
- (10) 作業場所及びその周辺は常に清掃し整理すること。また、ごみの飛散や汚水を流出させないこと。
- (11) 停電、大雨その他事故の発生又は発生のおそれがあるときは、直ちに適正な措置を講じ、その状況を直ちに発注者に報告すること。
- (12) 発注者が所有する施設等に損傷を与えないよう十分に注意することとし、故意又は過失により施設及び機械を損壊した場合は、受注者の負担により現状に復旧するものとする。
- (13) 選別施設の維持管理上必要な機器等の点検整備や修繕の実施に当たっては、各選別施設に配置の技術管理者が立ち会うこと。
- (14) 日常的に必要な機器の点検整備（潤滑油の補充やフィルター等の消耗品の交換、機器の清掃など）については、別に定める点検記録票等により行い、機器の維持管理に努めること。
- (15) 安全管理に関する研修や訓練を実施し、常に作業上の安全管理に留意すること。
なお、各施設で行う消防訓練（西部リサイクルプラザ（5月、10月実施予定）、北部資源選別センター（5月実施予定））に参加すること。
- (16) 契約期間終了時には、当該期間内に搬入された資源ごみ、機材、物品等が施設内に残らないよう処分し、清掃しておくこと。

10 その他

- (1) 次回の本業務発注において受託者が変更となった場合、業務の引継ぎが円滑に行われるように本市又は新規受託者が行う業務内容の確認等について真摯に協力しなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者協議してこれを定めるものとする。